

100条調査特別委員会記録

招集年月日	令和7年9月9日	午前10時00分
招集場所	多古町議会 議場	
開 会	令和7年9月9日	午前10時00分
出席委員	◎勝又一徳 ○飯田良一 宇井伸征 伊橋孝太郎 行橋千春 橋本孝之 佐藤利治 佐藤幸三 菅澤博隆 高坂恭子 土井秀敏 石渡悦子 鵜澤 茂	
欠席委員	なし	
会議録署名委員	伊橋孝太郎 行橋千春	
事務局	事務局長 鈴木裕之 事務局 篠塚雪乃	
協議事項	1 証人尋問 2 その他	

会 議 の 経 過

○委 員 長 おはようございます。ただいまの出席委員数は13名です。定足数に達しておりますので、これより、本日の委員会を開きます。

会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員は、多古町委員会条例第24条により伊橋孝太郎委員、行橋千春委員を指名いたします。

これより議事に入ります。本日は、証人尋問を行います。本件について出頭を求めた証人は、産業経済課長 小野田正之君、一般社団法人観光まちづくり機構 平山高弘君、選挙管理委員会書記長 高橋 正君、こども園事務長 佐藤裕輝君、以上4名であります。

ここで、委員の皆様にご報告いたします。本委員会が証人へ通知しました出頭請求書及び尋問事項一覧、委員会が提出を求めた記録について、証人より持込みの許可を求められましたので、委員長において必要と認め、これを許可いたしました。さらに、筆記用具の持ち込み要請がございましたので、これも許可をいたしました。

委員の皆様申し上げます。質問に対して、証人は自己の体験した事実のみを述べるものでありますので、証人に意見や考えを求めることはできません。さらに、尋問は捜査ではありませんので、証人を責めるような口調態度であってはいけませんので、委員各位におかれましてはご注意を願います。

それでは証人に入場していただきます。

暫時休憩します。

(4 証人入場)

休 憩 午前10時02分

再 開 午前10時03分

○委 員 長 再開します。証人の皆様方におかれましては、大変お忙しいところご出席をいただきありがとうございます。本委員会へのご協力のほどをよろしく願いたいと思います。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定によるものであり、また、これに基づいて、この尋問は、民事訴訟法に関する規定が準用されることとなっています。これにより証人は、原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合には、これを拒むことができることとなっています。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等以内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係を有する者が刑事訴追を受け、または有罪判決を受けるおそれのある事項に関するとき、またはこれらの者の名誉を害すべき事項に関するとき

き及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理士、弁護人、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、またはこれらの職にあった者が、その職務上知り得た事実で、黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には、証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときは、その旨お申し出を願います。それ以外には、証言を拒むことはできません。もし、これらの正当な理由がなく、証言を拒んだときは、6か月以下の拘禁刑または10万円以下の罰金に処されることになっています。さらに、証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっています。この宣誓についても、次の場合はこれを拒むことができます。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族の関係にあり、またはあった者、後見人と被後見人の関係にある者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときは、宣誓を拒むことができます。それ以外には、宣誓を拒むことはできません。

なお、宣誓を行った証人が、虚偽の陳述をしたときは、3か月以上5年以下の拘禁刑に処されることになっています。

一応、以上のことをご承知になっておいていただきたいと思います。

なお、本委員会は公開としております。発言は、個人情報に関する事項以外は、全て公開されることをご承知おきください。

それでは、法律の定めるところによって証人に宣誓を求めます。傍聴の方も含めまして、全員ご起立を願います。

(全員起立)

小野田正之君、代表して宣誓書を朗読願います。

○委員長 ちょっと休憩をお願いします。

休 憩 午前10時07分

再 開 午前10時07分

○委員長 再開します。

○小野田正之証人 宣誓書、私は良心に従って真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓います。令和7年9月9日、小野田正之。

○委員長 それでは、各証人は、宣誓書に署名押印をお願いいたします。

着席ください。これから順番に一人ずつ証言を求めることとなりますが、最初に小野田正之君より行います。3名の証人につきましては、事前にお知らせしました時間に再度お越しを願います。

暫時休憩します。

(3 証人退場)

休 憩 午前10時08分

再 開 午前10時09分

○委員 長 再開します。これより尋問を行いますが、証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いいたします。

なお、こちらから質問しているときは、おかけになっていってよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

質問は、一問一答方式で行います。

また、委員各位に申し上げます。委員各位におかれましては、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう、また証人の人権に十分留意されますようお願いをいたします。

それでは、最初に私から人定事項をお尋ねいたします。小野田正之証人の氏名、住所、職業、生年月日については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

小野田証人。

○小野田正之証人 間違いございません。

○委員 長 次に、同じく私からお尋ねをいたします。たこみん新聞の配布に係る相談への対応について、いくつかお伺いをいたします。1点目として、鳴滝氏からたこみん新聞創刊号配布に係る相談について、広報係及びこども園への電話確認の結果、広報紙と同梱包による配布、または園児を通じての配布はできないとの回答を得て、その旨鳴滝氏に伝えていますが、配布できない理由について、それぞれ担当課から聞いているか。聞いている場合にはお答えを願います。

小野田証人。

○小野田正之証人 両課につきましては、できるか、できないかの回答を得たのみでございます。

○委員 長 次に2点目としまして、鳴滝氏から相談のあった、創刊号の配布方法は、広報紙と同梱包、こども園の園児を通じての配布、この二通りの方法以外にはなかったのか、お答えを願います。

小野田証人。

○小野田正之証人 ありませんでした。

○委員 長 次に3点目として、産業経済課では日常的に配布物の依頼を受けることはあるのか、お答えを願います。また、依頼を受け付けている場合は、どのような事例があるかをお答え願います。さらに、産業経済課の所管業務に関連のないチラシ等について配布・配

架の依頼はあるか。あった場合は、どのような対応をしているのか、お答えをお願いします。

小野田証人。

○小野田正之証人 当課窓口におきまして、配架等の依頼はまれにございます。ただ、あまり例はありませんが、業務に関わるものであって、ただし営利目的ではない、あるいは政治、宗教に関わりのないもの、こういったもので配架が適当だと判断したものに関しては、配架することがございます。

○委員長 次に4点目としまして、たこみん新聞創刊号の配布に係る相談を受けた際に、選挙管理委員会への相談をしたか、お答えをお願いします。

小野田証人。

○小野田正之証人 しておりません。

○委員長 最後に、議員選挙への立候補者が当該新聞に掲載されていることに対して、選挙への影響について考えましたか。また、内部で協議をしたか、お答えをお願いします。

小野田証人。

○小野田正之証人 配架等の相談を受けた際に、その内容については知らなかったということでございます。

○委員長 以上で、私からの共通質問を終了いたします。

次に、委員の皆様から証人に通告しました事項について、補足質問があれば、これを許します。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは、何点かご質問させていただきたいと思います。まず、広報物の事前の相談なんですけれども、広報係やあとはこども園に対するものであるのに対して、なぜ一番最初に産業経済課の窓口当事者が伺って、事前に相談申し上げたのか、そのあたりの理由がわかれば教えてください。

○委員長 小野田証人。

○小野田正之証人 理由はいくつかあると思いますが、これは私の憶測になりますので、この場でお答えはできないと思います。

○委員長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 承知しました。それでは次になんですが、該当するラジオ局なんですけれども、にぎわい創出支援事業の補助金を申請されたと思うんですが、その申請の管轄は産業経済課で間違いありませんか。

○委員長 小野田証人。

○小野田正之証人 間違いございません。

○委員長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは、にぎわい創出支援事業補助金の相談は、そのときに一緒にご

ございましたでしょうか。

○委員 長 小野田証人。

○小野田正之証人 相談はなかったと記憶しています。

○委員 長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 ありがとうございます。それでは、にぎわい創出支援事業補助金の申請から採択までの流れを教えてくださいませんか。

○委員 長 小野田証人。

○小野田正之証人 にぎわい創出補助金に関しましては、事前相談という形で前もっていろいろ相談を受けた中で、いろいろ書類を揃えてもらうんですが、その後、本申請をいただくと。その中で、通常の役場内の決裁を取りまして、交付決定をしていくという流れになります。

○委員 長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 ありがとうございます。では、この同じ年度で採択された業者は、全部で何事業者あるかわかりますか。

○委員 長 小野田証人。

○小野田正之証人 手元資料ございませんので、ちょっとお答えできない状況です。

○委員 長 他にございますか。

飯田良一委員。

○飯田良一委員 それではですね、私の方からも何点かお願いいたします。私の方でも理解がよくわかってないんですけども、その点について不明瞭なところがありますのでお答えをいただきたいと思います。鳴滝氏本人から配布に係る相談があって、広報係及びこども園への電話を行ったとあります。その配布されるものについては、内容は知らないという、今お答えでした。その中で、電話で、じゃあどういったものなのかというところを説明を行っていると思いますが、その説明に際して、一個人事業主が行っているものに対して、町として配布はできませんよということを確認するためだったのか。また、違った理由があって駄目だったのか。ここは産業経済課以外の回答があったわけですから、詳しいところはわからないかもしれませんが、不可というところの理由、もし聞いていましたら、そこについてお答えをいただきたいと思います。

○委員 長 小野田証人。

○小野田正之証人 相談の内容が、広報への同梱または園児を通じての配布というような相談でございましたので、その担当である課に確認をいたしたところでございます。その判断された理由ですが、こちらにつきましては、当課としては、把握はしてございません。

○委員 長 他にございますか。他に質問もございませんので、以上で小野田正之君に対する尋問を終了します。証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。ご退席をいただいて結構です。

10時30分まで休憩といたします。

(証人退場)

休 憩 午前10時19分

再 開 午前10時26分

(証人入場)

○委 員 長 再開します。それでは次に、一般社団法人観光まちづくり機構 平山高弘君への尋問を行います。証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと。また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いをいたします。

なお、こちらから質問しているときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際はご起立を願います。

それでは、最初に私から人定事項をお尋ねいたします。平山高弘証人の氏名、住所、職業、生年月日については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

平山証人。

○平山高弘証人 間違いございません。

○委 員 長 では、次に、同じく私からお尋ねをいたします。たこみん新聞の配架・配布依頼への対応について、いくつかお伺いをいたします。1点目として、チラシ類の配架依頼があった場合は、どのような対応をしているのか。配架の許可を決裁する過程は、どのようなになっているか、お答えを願います。

平山証人。

○平山高弘証人 チラシの配架、ポスター等もございすけど、依頼があった場合、内容としては、多古を、地域を始めとした周辺地域のまちづくりのための情報発信であったり、地域活性化、そういったような内容であれば配架を認めております。また、その流れにつきましては、基本的には事務局内で情報共有して、その中で配架を決定しております。

○委 員 長 次に2点目として、今回の配架依頼に対して、誰が許可をしたのかお答えを願います。

平山証人。

○平山高弘証人 基本的には、決定はその当時事務局長が決裁したものと考えられます。

○委 員 長 次に3点目としまして、たこみん新聞創刊号の配架依頼を受けた際に、事前選挙管理委員会へ相談をしたかお答え願います。

平山証人。

○平山高弘証人 特に相談はしてございません。

○委 員 長 最後に、議員選挙への立候補者が当該新聞に掲載されていることに対して、選挙への影響について考えたか。または、内部で協議をしたか、お答えを願います。

平山証人。

○平山高弘証人 特に選挙への影響は考えておりませんでした。また、内部での協議もしておりません。

○委員長 以上で、私からの共通質問を終了します。

次に、委員の皆様から証人に通告しました事項について、補足質問があれば、これを許します。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは、2点ほどお伺いしたいと思います。最初の質問の用紙で回させていただいたものの、回答をいただいたときに、いつまで配架していたのかというところがあったと思ひまして、ご回答いただいたのが令和5年の5月の末までくらいと思ひます、ということであつていただいているんですけれども、4月の選挙期間中に、当時のその新聞のことが一応表に出て、報道にも新聞に多少取り上げられたところがあつてですね、その辺りで自肅っていう流れがあるのかなと思つたんですが、特に回収だつたりとか、引っ込めたりせずに5月末までずっと配架されてたということは、その辺り特に、何かこれはいけないなと思つて、回収しなきゃと引っ込めなきゃなと思つて、そういうお話はされなかつたということでしょうか。

○委員長 平山証人。

○平山高弘証人 特にそういう認識はございませんでしたので、そのまま配架しておりました。

○委員長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは、新聞を作成したラジオ局の代表者の方が、今回ポスターのデザインも一緒にされていたということがあるんですけれども、その辺りはご存知ではありませんでしたでしょうか。

○委員長 平山証人。

○平山高弘証人 それは特に承知しておりませんでした。

○委員長 他に質問はございますか。

飯田良一委員。

○飯田良一委員 私からも質問をさせていただきます。これ配架の許可を決裁する過程でのご回答で、事務局内であつたことがあつて、その後最終的に事務局長が決裁をなされた、というご回答だつたと理解をしております。その中で、その決裁に至る経緯でですね、役場庁舎内の各担当課においては、決裁手続きにおいては、書面があつて、受付された職員さん、またその上直にあたる上司の方々の印があつて、最終的にその担当の一番上司がですね、決裁印を押すわけですね。そういった書類があるわけなんですけれども、まちづくり機構においては、こういった書面でという形をとっておられるのか、おられないのか、そこについてお答えをお願いいたします。

○委員長 平山証人。

○平山高弘証人 特に文書での決裁の手続きはとっておりません。

○委員長 他に質問はございませんか。他に質問もございませんので、以上で平山高弘君に対する尋問を終了いたします。

証人におかれましては、長時間にわたりありがとうございました。ご退席をいただいて結構です。

暫時休憩します。

(証人退場)

休憩 午前10時33分

再開 午前10時36分

(証人入場)

○委員長 再開します。それでは次に、選挙管理委員会書記長 高橋 正君への尋問を行いますが、証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いをいたします。

なお、こちらが質問しているときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際にはご起立を願います。

それでは、最初に私から人定事項をお尋ねいたします。高橋 正証人の氏名、住所、職業、生年月日については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

高橋証人。

○高橋 正証人 間違いございません。

○委員長 では次に、同じく私からお尋ねをいたします。選挙管理委員会の対応について、いくつか伺います。1点目として、鳴滝氏より役場の複数の部署に対して、たこみん新聞創刊号の配布・配架について依頼がありましたが、各部署から配布・配架に際して、選挙管理委員会への事前の相談はあったか、お答えを願います。

高橋証人。

○高橋 正証人 相談事項につきましては、ございません。

○委員長 次に2点目としまして、当該案件に限らず、選挙管理委員会への公職選挙法や選挙への影響の有無等について問合せがあると思います。そのような問合せがあった場合、公職選挙法上に抵触するかどうかの是非についての判断はできないかと思いますが、助言等をするにはあるのか、またどのような助言をするのか、お答えを願います。

高橋証人。

○高橋 正証人 公職選挙法へのご質問等々、問合せということですが、こちらは少なからずございます。その際の選挙管理委員会の判断でございますけれども、当然、公職選挙法の解釈、また逐条解説等参考にいたします。また、法律の関係でございますので、実例判例集等々のものもございますので。また、千葉県選挙管理委員会にも確認をしながら、できる限

り助言の方はしてございます。また、最終的な抵触するかどうかという判断は、やはりできかねますので、その辺は問合せ者と話をしながら、また、今申し上げました解説等で書類を見ていただきながら、良い判断をしていただくような助言をしております。以上です。

○委員長 以上で、私からの共通質問を終了いたします。

次に、委員の皆様から証人に通告しました事項について、補足質問があれば、これを許します。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは、何点かご質問させていただきたいと思います。先ほど、産業経済課の小野田証人にも確認したんですけれども、たこみんFMという方から事前相談のときに、選挙管理委員会にたこみんFMというラジオ局から相談があったという認識は、当時お持ちでしたでしょうか。よろしくをお願いします。

ラジオ局から、この新聞を作成することに関して問題があるかどうかという、当初問合せが入ったと思うんですけれども、それが鳴滝氏であるということは、当初の電話から理解していたという認識でよろしいでしょうか。

○委員長 高橋証人。

○高橋 正証人 問合せの時点で本人が名乗っておりましたので、そのような認識はございます。

○委員長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 そうしましたら、当該事業者が町の補助金を申請して、今回最初の事業を進めようと思ってたいたということは、申請の事実があったということは確認しているんですけれども、そのあたりの認識は、産業経済課さんと選挙管理委員会の方で、当該事業者は、これから町の補助金を申請して事業を開始しようとしているということの認識はお持ちでしたでしょうか。

○委員長 高橋証人。

○高橋 正証人 問合せに対して、新たなFMの開局ということで、案内のチラシを作成したいという問合せでございましたので、問合せの内容に対して、こちらも助言をさせていただいたということのみでございます。

○委員長 宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 一番最初の質問事項のところでご回答いただいた内容のところ少し言及させていただくんですけども、最後の方に、「なお、仮に事業者から作成したチラシが提出され、掲載内容について判断を求められたとしても、選挙管理委員会には、当該チラシが公職選挙法に抵触するものであるか否かを判断すべき権利を有する機関ではないものと考えています」ということでのご回答いただいているんですけども、今回、同一事業者、FM局とですね、ポスターデザインを同じ事業者の方、鳴滝氏がですね、あの1事業者が二つの要は側面を

持っていたんですね。ポスターデザインをしている事業者であるということと、FM局を立ち上げると。要は2種類の事業を行っていたということだったんですよ。ですから、本人から仮にこの写真を使ったものの提出があった場合に、その該当するチラシとポスターが同じ写真が使われていたということがあるので。ですから、そのあたりを、なんていうんでしょうか、助言することはできたと思うんですけども。仮に提出された場合に、選挙の公平性が損なわれないように、現職の議員であるということと、立候補が予定されているということがある程度類推できたと思いますので、そのあたりで選挙の公平性が損なわれないような対応していただきたいという、そういう助言はできたと思うんですけども。仮に、ちょっとこれは仮の話になってしまうんですけども、選挙管理委員会のその姿勢として、やはり不公平が出ないように選挙を行わなければならないというところが大前提としてあると思いますので。ですから、その上がってきたチラシにその写真が掲載されていた場合は、そういうアドバイスができたのではないかなというふうに思うんですけども、そのあたりの見解を、当時の見解で大丈夫なんで、お答えいただきたいと思います。

○委員長 高橋証人。

○高橋 正証人 鳴滝氏からの相談については、ある議員さんの応援のメッセージを載せたい、写真付きでというような相談でございましたので、それ以上のものの確認というのは、しておりません。また、それで鳴滝氏との対応というのは終了しておりますので、その写真がどうだとかいうところを類推するというのも、当時は考えてはいなかったですし、類推もしておりません。

○委員長 他に質問はございますか。他に質問もございませんので、高橋証人におかれましては、ありがとうございました。ご退席をいただいて結構です。

暫時休憩します。

(証人退場)

休 憩 午前10時44分

再 開 午前10時45分

(証人入場)

○委員長 再開します。それでは次に、こども園事務長 佐藤裕輝君への尋問を行います。証人に申し上げます。証言は、証言を求められた範囲を超えないこと、また、発言の際には、その都度委員長の許可を得てされるようお願いをいたします。

なお、こちらが質問しているときは、おかけになっていてよろしいですが、お答えの際は、ご起立を願います。

それでは、最初に私から人定事項をお尋ねいたします。佐藤裕輝証人の氏名、住所、職業、生年月日については、お配りした紙に記載のとおりで間違いありませんか。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 間違いございません。

○委員長 では次に、同じく私からお尋ねをいたします。たこみん新聞の配架・配布依頼への対応について、いくつかお尋ねをいたします。1点目としまして、鳴滝氏からたこみん新聞創刊号の配架依頼を受けた際に、事前に選挙管理委員会へ相談をしたか、お答えを願います。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 相談はしておりません。

○委員長 次に、2点目として、現職の議員が掲載されているチラシを各学校へ配布依頼する際に、議員選挙における告示期間のことについて、課内において何かしらの協議をしたか。または、教育長から何らかの指示があったか、お答えを願います。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 告示期間のことについての協議はございませんでした。また、教育長からの指示はありませんでした。

○委員長 次に、3点目としまして、各学校の児童生徒を通じて、各家庭へ配布することが適当だと判断した理由について、また、配布の方法について課内で議論があったかお答えを願います。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 小中高生を含めて町民全員のですね、活躍、主役のラジオ局を目指すというものの趣旨でございましたので、配布することが適当と判断しました。また議論等はしてございません。

○委員長 次に、4点目としまして、議員選挙への立候補者が当該新聞に掲載されていることに対して、選挙への影響について考えましたか。また、内部で協議をしたかお答えを願います。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 選挙への影響についての考えに及びませんでした。内部での協議をすることはなく、通常の決裁を行いました。

○委員長 次に、5点目として、記録の提出を求めた際の回答では、配布依頼文を4月11日に各学校へ文書配架棚に配架したとありますが、第一小学校及び中学校へ4月14日に学校教育課の職員が持参して、手渡しをしています。文書配架棚へ配架したにも関わらず、持参した理由についてお答えを願います。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 通常、委員会職員が各学校へ用事で伺う際に棚を確認して、文書等が残っていれば、お持ちをしております。4月14日については、多古第一小学校、多古中学校で職員が伺う予定がございましたので、お持ちしました。

○委員 長 最後に、小・中学校への配布依頼について、最終的に判断をしたのは誰なのか、お答えを願います。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 通常どおり、教育長でございます。

○委員 長 以上で、私からの共通質問を終了いたします。

次に、委員の皆様から証人に通告しました事項について、補足の質問があれば、これを許します。

なお、信条に対する「こうであったのではないか」というような質問は、ご遠慮願いますようお願いをいたします。質問はございませんか。

宇井伸征委員。

○宇井伸征委員 それでは、配布物の依頼の件につきましてお伺いしたいと思います。今回の件に限らず、通常小・中学校に配っていただきたい広報物であったり、そういうのは我々も持ち込んだことあるんですけれども、それは決裁を通して適当かどうかというのを判断されてから配布が決まるということだと思うんですけれども、今回の新聞についても、他の配布依頼物と同様の流れで決裁がされたという認識で間違いないでしょうか。

○委員 長 佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 委員のおっしゃるとおりでございます。

○委員 長 他に質問ございますか。

土井秀敏委員。

○土井秀敏委員 それでは質問させていただきます。令和5年の定例議会で、宇井伸征君の質問に対して教育長がお答えになっています。このときに教育長は、学校現場、小・中学校あるいは教育委員会にも、職員にも徹底させるよう、今後、このようなことがないようにしますと、大変申し訳ございませんでしたということをおっしゃってます。これは、その中にまた宇井君の質問の中で、私の方で判断して、一週間前なので、大変注意不足だったというふうに感じておりますということをおっしゃってるんですけれども、今、課長の方から教育長が判断をしたというふうなお返事がございましたけれども、ここから言ってですね、課内でこういうことがないようにしますと教育長がおっしゃっていたんで、課内でそういう、今回のこの事件についてみたいな議論はあったんでしょうか。

○委員 長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時54分

再 開 午前10時56分

○委員 長 再開します。

土井秀敏委員。

○土井秀敏委員 今の私の質問が適当でないという、在籍の期間とかそういうのもあるん

でしょうけれども、適当でないということなんで、これはもう教育長にお伺いするしか方法がないと思いますので、そういうふうに言わせてもらって、質問を終わります。

○委員長 他に質問ございますか。

佐藤幸三委員。

○佐藤幸三委員 今、当時の課長さんからいろいろ答弁いただきましたが、課内では配布することについては別段そういう協議をしなかったと、当時の一般配布物と同じ課長判断でという話だったんですけれども、最後の質問で、最終的に判断したのは教育長である。ということは、教育長さんが、そのゴーをかけなければ配布しなかったかどうか、その点だけお尋ねします。

○委員長 佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 通常どおりの決裁をさせていただきました。以上でございます。

○委員長 他に質問ございますか。

飯田良一委員。

○飯田良一委員 私の方からはですね、今、当時の担当課長から、通常どおりの決裁方法をとったというところと、ご回答の中から、こういった配布・配架依頼に対して、内部の協議をしないで通常のといるところがございます。一般的に決裁方法としては、決裁まで行くまでの流れとしては、内部協議を踏むもの、踏まないものがあるんだろうと思いましたが、内部協議をするものに関して、どういった理由、しないものどういった理由がそこにはついてくるのか。対象者もあるかもしれません。そういったところについて、その、要は協議をするものとしなかったもの、今回はしないで通常でという決裁スキームを取ったわけですけども、するものとしらないものっていうのは、何で判断されているのかというところについて、お伺いをしたいと思います。

○委員長 暫時休憩します。

休 憩 午前10時59分

再 開 午前10時59分

○委員長 再開します。

佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 この新聞の記事の内容を確認して、子どもたちの活躍の場が広がるものと判断しておりますので、今回の件については、特に協議もなく、通常決裁において行いました。また、質問であるように、何か問題があるようなものっていうかですね、今回はその認識不足であったわけでございますが、何かそういった、それに対して問題があるようなものについては協議をしているところでございます。

○委員長 他に質問はございますか。

鵜澤 茂委員。

○**鵜澤 茂委員** まずお伺いします。配布・配架の期間ですが、いただいた資料には、配架期間は不明だが、4月上旬に依頼があったので、その後配架してあったと思われる。配架期間は不明だが4月上旬から配架したと思われる。いつまで配架したか記憶にございますか。

○**委 員 長** 佐藤証人。

○**佐藤裕輝証人** 私の記憶では、4月18日に学校から保護者に配っていたという記憶があります。

○**委 員 長** 鵜澤 茂委員。

○**鵜澤 茂委員** また配架するように、配布の依頼されるように、現物が持ち込まれたと思われるかもしれませんが、その際についてくるもの。例えば、私どももいただいている資料には、各小・中学校長様ということで、多古町教育委員会公印省略ということで、4月の11日に、たこみん新聞の配布について、括弧依頼ということでもありますけれども、こういうものもついてくるのでしょうか。

それともう一つ、起案用紙というものがございますけれども、それぞれ決裁したものが、それも配布物と一緒に届くものなののでしょうか。お願いいたします。

○**委 員 長** 佐藤証人。

○**佐藤裕輝証人** たこみん新聞の方からの依頼については、そういった送付文書はなかったと思います。ただ、私ども教育委員会から学校へ配布依頼するものに、その趣旨を書かせていただいて、依頼を行っております。

○**委 員 長** 鵜澤 茂委員。

○**鵜澤 茂委員** ということは、各学校には依頼書、依頼文ですよね。それと、その起案用紙もついていくんですか。

○**委 員 長** 佐藤証人。

○**佐藤裕輝証人** 起案用紙、印鑑を押したものはもちろん内部資料でございますが、依頼文については、学校長名、教育委員会名で通知したと記憶しております。

○**委 員 長** 鵜澤 茂委員。

○**鵜澤 茂委員** もう一度お伺いします。確認させていただきます。起案用紙は、ついていかないということよろしいですか。各学校には。

○**委 員 長** 暫時休憩します。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時04分

○**委 員 長** 再開します。

佐藤証人。

○**佐藤裕輝証人** 起案用紙については、学校には配付してございません。

○**委 員 長** 他に質問はございますか。

佐藤利治委員。

○佐藤利治委員 それでは、質問させていただきます。18日に実際に配られた、実際には子どもたちがこういう新聞を自宅に、保護者のもとに届けたというふうな認識であるんですけども、配架・配布に関して注文があったか、この日からこの日までに配架してほしいだとか、そういうものがあったのか、ちょっと伺いたいと思います。

○委員 長 佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 期間についてのそういったことは、希望等はありませんでした。

○委員 長 佐藤利治委員。

○佐藤利治委員 そうすると、早急に配架した方がいいという判断のもと、対応した方がそのように、即時、なるべく早めにこれは対応した方がいいんじゃないかというふうなことで対応をして、14日各学校まで行って、学校から先は向こうの判断ですけれども、迅速に対応してしまったというふうな、そういう認識でよろしいですか。

○委員 長 佐藤証人。

○佐藤裕輝証人 そのとおりでございます。

○委員 長 他に質問はございますか。他に質問もございませんので、以上で佐藤裕輝君に対する尋問を終了いたします。証人におかれましては、長時間にわたり、ありがとうございました。ご退席をいただいて結構です。

暫時休憩します。

(証人退場)

休 憩 午前11時06分

再 開 午前11時06分

○委員 長 再開します。

議題2 今後の委員会の開催についてですが、本日で予定をしていた証人への尋問は終了いたしました。本日の証言を踏まえまして、今後どのように委員会を進めていくか、皆様にご協議をいただきたいと思っております。ご意見をお伺いいたします。

鵜澤 茂委員。

○鵜澤 茂委員 先ほどから、いろいろ質問をそれぞれ出されましたけれども、その中で、やっぱり配布依頼があったこと、配布・配架については大きな要因となっております。その依頼を出した方、最高責任者といえますかね、教育長の判断があったと思われまして。さらに、令和5年6月6日からの第2回定例議会においても、木川教育長の謝罪があったというなこともございます。そしてまた昨日、佐藤同僚議員の一般質問の中でも、教育長の職務の大きさ、また責任の重さということがいろいろ議論されましたけれども、この際でありますので、木川教育長の証人尋問をするべきだと思いますが。

○委員 長 他にございますか。

ただいま、鶴澤 茂委員からありましたとおり、当時の教育長木川貴美子さんへの尋問を行うということが上がっておりますが、皆様それに対していかがでしょうか。

それでは、一度委員会協議会で協議をし、その結果を再度委員会にて協議することに、ただいまの議論も含めまして協議することでいかがでしょうか。

「異議なし。」の声。

○委員長 それでは、そのように進めたいと思います。ご異議ございませんか。

「異議なし。」の声。

○委員長 異議なしと認めます。よって、今後の委員会につきましては、さよう決定をいたしました。

暫時休憩します。

休 憩 午前11時09分

再 開 午前11時10分

○委員長 再開します。先ほど申し上げましたとおり、一度委員会協議会で協議をして、その結果再度委員会にて協議するということといたしますが、委員長、副委員長及び事務局で協議の上、委員会協議会の日程等につきましては、その協議の結果、皆様にお知らせするという形にしたいと思います。

暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時10分

再 開 午前11時11分

○委員長 再開します。他に何かございますか。

なければ、本日の議題は全て終了となります。本日の委員会を閉じます。お疲れ様でした。

閉会 午前11時11分

ここに会議の経過を記載して、その相違ないことを証するために署名する。

令和7年9月9日

委員長 勝 又 一 徳

署名委員 伊橋 孝太郎

署名委員 行橋 千春